

見出し／沿革

白石市表彰条例施行規程

昭和37年12月06日 規程第
10号

○白石市表彰条例施行規程

昭和37年12月6日
規程第10号

第1条

第1条 この規程は、[白石市表彰条例\(昭和37年白石市条例第33号\)](#)の施行に必要な事項を定めることを目的とする。

第2条

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものにつきこれを行う。

第3条

- (1) 自治功労者
 - ア 市の特別職に就任し、満12年以上市政に参加した者
 - イ 地方自治法、その他法令の定める各種委員に就任し、満12年以上その職に在る者又はあった者
 - ウ 自治会長として満15年以上在職し、その功績顕著な者
 - エ 特別職及び各種委員満20年以上、自治会長満25年以上在職した者に対しては、特別表彰を行う。

第4条

- (2) 納税功労者
個人又は団体で納税思想の普及徹底、納税成績の向上に尽瘁し、その功労顕著な者

第5条

- (3) 衛生功労者
個人又は団体で、衛生思想の普及発達に尽瘁し、その功労顕著な者

- (4) 産業功労者
個人又は団体で、産業の振興発達に尽瘁し、その功労顕著な者

- (5) 教育文化功労者
個人又は団体で、学校教育、社会教育の振興、文化の興隆発展に尽瘁し、その功労顕著な者

- (6) 社会事業功労者
個人又は団体で、社会事業、社会福祉の増進等に尽瘁し、その功労顕著な者

- (7) 公安消防功労者
個人又は団体で公安の維持又は消防に尽瘁し、その功労顕著な者。ただし、消防団長以下の表彰については、別に定めるところによる。

- (8) 篤行者
篤行者として衆の模範と認められる者

第3条 前条第1号の在職年数の計算は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 在職年数の計算は、毎年11月1日を基準とし、就職の月から退職又は死亡の月までとする。ただし、6箇月未満は切捨て、6箇月以上は1年とする。

- (2) 退職した後再就職したときは、前後の在職年月数は、これを通算する。

- (3) 市制施行前における市の区域内旧町村の特別職その他前条第1号に定め

る職に在職した年月数は、これを通算する。

- (4) 前条第1号に定められた異なる職に在職した年月数は、それぞれその率により通算の上、その在職年数を定める。

第4条 市長は、別に定める様式により表彰該当者調査書を作製し、表彰選衡委員会に諮問し、これを決定する。

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長がこれを定める。

附 則
この規程は、昭和37年12月6日から施行する。

附 則(昭和44年10月3日告示第14号)
この告示は、昭和44年10月3日から施行する。

附 則(平成4年3月26日告示第16号)
この告示は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月29日告示第27号)
この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成16年6月18日告示第45号)
この告示は、平成16年7月1日から施行する。